

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和元年9月24日（火）

開 会 （午後3時0分）

【議 事】

○特定事件 道路についてのうち若狭二丁目の市道に隣接する土地工事
について

松本委員

今日、委員会を開いた経緯と緊急性について委員長に伺いたい。

谷口委員長

複数の委員から緊急を要する事案があるということで、私に要請があり、いろいろと聞いたところ、緊急性があるということで、私が判断させていただき、また、委員の了解をいただいた上で、今回の委員会を開催したという経緯である。

松本委員

開催することに私も賛同したから、それについてはいいんだけど、もう少し具体的に緊急性の中身について伺いたい。

谷口委員長

市道、市の所有の土地が絡む部分の工事が許可なしで行われているのではないかという疑義があり、それについてはっきりどういった状況かということをもとめたいということと、許可なしで行った工事についての原状復旧の工事が数日以内に行われるのではないかというような話があったため、その工事が行われる前にまず緊急で委員会を開催してほしいという

ような要望があった。こういった経緯である。

松本委員

公の土地をどなたがいじり始めたから黙認できない、市はどうなっているのだということか。民間の土地を民間の業者がいじり始めたからではなくて、公の土地をいじり始めたから問題だという認識か。

谷口委員長

許可なしの部分があるのではないかと考えている。

松本委員

公の土地をいじり始めた民間業者がいたから、それについて確認したいということか。

谷口委員長

そうである。

松本委員

民民の話ではないということか。

谷口委員長

そうである。

村上委員

今日、午前中に私も自治会の方から要望をいただいたが、要望の趣旨とすると、地権者、これから何が始まって、どうなるかわからない状態の中で説明を求めたいんだと、その一つのきっかけとしてこの件について今回委員会でやってもらいたいという話があった。趣旨とすると地権者から今

後どうなっていくのかということの説明会をやってもらいたいということが大きな趣旨ではないのか。

谷口委員長

それは次の段階の趣旨という形で、最終的な自治会からの要望はそのように理解している。ただ、その経緯の中で市道が絡む部分の工事がすでに行われていた事実があるのではないかとこのところ、そこで疑義があるということで複数の委員から要望があり、今回開催させていただいたということが第一の趣旨である。

村上委員

私はそうした多くの委員の要望があるということで、了解をしたわけだが、自治会の話から私が受けた印象というのは今後の開発がどうなっていくのか、そうしたことの不安があって、何の説明もないので趣旨とすればそうした説明を求めたいんだと。そのお墨付きを付けるために委員会を開催してもらいたいということだと少し趣旨が違うかなという気がするが、それについて委員長はどうお考えか。

谷口委員長

そういった部分があるから委員会を開催したいという趣旨では私は受け取っていない。あくまでも許可なしのところの工事が行われた部分があるので、そこについての緊急性があったということで今回委員会を開催した。

村上委員

委員長から話があったのは、現状手を付けてしまったものを原状復帰する、元に戻すということ、元に戻さなければいけないとすれば、元に戻すことが趣旨なので、元に戻さないようにするために委員会を開くということではないのかもしれないが、その整合性が、許可なくやって、それを元に戻さないと言っているのだけれども行政はどう対応しているんだと言うのならわかるが、元に戻しますと言っている工事を止めるということについて、この委員会を開催しなければいけないということの趣旨ということなのか。元に戻すと言うのなら元に戻してもらえばよいのではないか。元に戻す工事をやめてもらいたいというのは、元に戻す工事を原状復帰しようとしているものを止めたいという趣旨か。それは粛々と戻してもらった上で、このことについて委員会を開いても間に合う気がするがいかがか。

谷口委員長

そのような部分があるかもしれないが、まずは今回の無許可の工事について、どういう状況なのかを知りたいということだったので、まず今日開催させていただければという形で私は動かさせていただいた。

平井委員

その経過説明は執行部でできるのか。筋を追って、経過説明をしていただけなのか。1回きちっと説明してもらった上で、疑問とか質問とか出したらどうか。委員長もいろいろ言われて困っているのではないか。

松本委員

委員会を開くのは賛成したが、開く理由がはっきりしないから確認している。

平井委員

無許可で開発がはじまり、その不安の中で今度は収めようとしている。そんなにややこしい話ではない。それがどうしてなのということを聞きたい。

松本委員

私の記憶の中には10年、20年、30年の間に国道463号線の北田酒店からまっすぐ向こうに抜けて、すっと抜けられればいいなという話は我々は昔から聞いている。それが無理だということで曲がりくねったアンダーパスができた。あれを代替としてできたという記憶があるので、あれができた便利さはすごい。それで、その時にあそこがまっすぐ通れば、踏切通ればいいなってグリーンヒルの人たちが要望していたように私にはかすかな記憶があるんだけど、そのようなことと新しくできた住宅街の人たち、何年経ったかわからないけれども、その人たち、私の個人的なあれだけど、自治会の要望というのは非常に難しいところがあって、自治会のごく一部の人の要望なのか、自治会として機関決定して、合意したほうがいいって言う人もいるだろうし、ここじゃ困るって言う人もいるだろうし、そのような中で自治会の機関決定なんかもちゃんとされていて、自治会が要望に見えたのかなということもわかっていれば確認したい。

谷口委員長

そこは私もはっきりと把握できていない。

【概要説明】

新井建設部長

心配されていることは重々承知しておりまして、まずはこれまでの経緯と現状、市としての現時点での考え方をお示しさせていただいて、情報共有させていただければと思います。

埜澤建設部次
長

まず、「工事のお知らせ」というのがお手元にあるかと思いますが、そちらをごらんいただければと思います。1番のところを見ていただきますと、工事期間ということで本日9月24日から着手するというものであったんですけども、本日着手の工事についてはとりあえず中止という形に現場でなっております。この案内図を使って現状、計画等を説明させていただきますと、まず場所につきましては小手指の車両基地の1番西どまりのところですね。そこで車両基地の隣の道を下に向かって、斜め下に向かって車などで進んでいくと、通常であれば踏切を渡って左折するような形で車が流れる形になっております。今回この工事というのは黒い四角で大きく塗ってあるところが工事箇所、駐車場と書いてありますが、こちらに500㎡未満の駐車場を森林を伐採して駐車場をつくるということです。それからあと、そこから下に伸びる長い線、黒い長い線があります。こちらブロック撤去と樹木伐採とありますが、こちら3段積みぐらいのブロック

塀とその上にアルミ製の洒落たフェンスが置いてありまして、そのブロック塀が少し道路側に傾いてきているという状況があるらしくて、地域の方々から事業者側に危ないから対応してほしい旨の要望があった中で、地主、事業者の配慮でブロックを撤去する工事をされるということで、それに伴いまして影響範囲の部分で樹木の伐採ということだったと思われま
す。駐車場の右側に通路という部分があるのですが、踏切を渡って左に曲がるしかないところ、先に駐車場のほうに行けないもので、通路というところに四角の建物の表示がありますが、こちらが鉄工所で、その敷地内に道路状の形の通路をつくりまして、結果として踏切を渡って、右に曲がって駐車場に行けるような形態の民地内で通路をつくるという計画です。こ
うような計画がある中で、今までの経緯について説明させていただきたい
と思います。8月7日に所沢グリーンヒルの自治会から要望書が提出され
ました。高橋自治会長ほか、水村埼玉県議会議員、赤川前所沢市議会議員、
ほかの役員数名がいらっしゃいました。要望書の内容としては、近隣で樹
木の伐採がされる計画があるようであり、かつ民地内に通路をつくって行
き止まりだった道を通り抜け道路にしようとするような計画が見受けら
れると、車の通行量がふえることなどに心配があるので、ぜひ市から事業
者側に対して住民へ事業説明するよう依頼してほしいという内容の要望
書でございました。その日は情報交換などをさせていただきまして、要望
書を受け取らせていただきました。その後、要望を受けましたので事業者
側に市から連絡を取ろうとしましたが、あいにくお盆休みの時期で事業者

が休みに入ってしまったということで、結果的に何度もかけて、ようやく業者が捕まったのが8月19日でした。地域の方々からこうした要望書が市に提出されていることと、その要望の内容は事業者側の計画を聞きたい、話をしてもらいたいという内容なので、ぜひ地域の方々安心してもらえるように説明してくださいということをお願いしました。事業者と話をする中で、市から直接地域住民の方に情報を流せたら流したい、どのような話をしているのかということで、聞いた中で500㎡未満の駐車場をつくるということは住民に説明してもよいと了承していただいたので、19日に業者と連絡を取った後に、その日に自治会長に情報提供させていただきました。その後、問題となっている承認を取らずに工事がされたということで、おそらく8月24日、25日の土日に工事があったのではないかと、これはあくまでも推測ですが、そう申し上げる理由が26日の朝に赤川前所沢市議会議員から承認がまだ取れていないということを知り、急いで現地へ確認に向かったところ、自治会もいらして現地で工事が確かに行われていました。工事の内容を説明させていただきますと、L型側溝というのがございます。これは雨水が流れるための側溝ですけれども、高さが普通は10cmぐらいありますが、車が乗り入れるのに跳ねるような感じになります。出入口のために高さが低いタイプにこのL型側溝をかえるのが通常です。高さ3cmぐらいです。そうすると跳ねる度合いが減るということで、これを切り下げブロックと呼んでいますが、これに交換されていきました。26日に

こういう形になっていたわけです。承認を取らずに。現地を確認し、地元の方々、自治会とも現地で立ち合い、お話をしました。時を同じくして、日栄建設からその日に施工承認の申請が市にありました。市としては、状況は知っていましたので、工事を一時中止するようにと、それ以上は工事はしないでということと、本来であれば市に承認の申請をして、市から承認が出てから工事に入りますが、それがいい中で工事をしたということで、厳重注意をいたしました。その後、9月3日、地域の方々との情報のやり取り、メールのやり取りをしている中で、地元の方々よりぜひ市から今の状況をわかる範囲で、あるいは今後の対応を聞きたいというような話がありましたので、道路維持課の職員が自治会に出向きまして、夜、自治会役員15名ぐらいへの説明に伺いました。その中で、もし通路ができてしまった場合の安全対策についても話をさせていただきましたし、切り下げの申請に関しては、申請が適切に出てきた場合は、それは認めざるを得ないといった内容の話もさせていただきました。説明会で地元の方々から、ぜひ事業者側もそうだが、市から地主にも我々の気持ちを伝えてほしいという話をいただいたので、9月4日に地主に連絡させていただきました。地元の方々がすごく心配しているので、ぜひ地域の方々に時間を取って説明する場を設けてくださいとお願いしました。今回、無承認で工事をやったことに関して道路法上罰則的なものはありませんので、市として施工業者に理由書を出すよう求めました。内容的には反省文といいですか、どうしてこんなになってしまったのか、これからは気を付けますというような内

容です。施工業者から理由書の提出があり、併せて施工したときの写真を受けていましたが、L型の切り下げブロックを据えなおすときに基準に合った下に支えるコンクリートと砕石の厚みがあるかをその写真で確認できなかったもので、それを確認する写真を求めたものが写真の3枚目です。

L型を据えなおすときに、下にコンクリート厚さ10cm、さらにその下に砕石基礎厚さ10cm、これが必要となっています。それを目視で審査しますので、確認したものがこちらの写真になっています。ごらんいただけますようにコンクリートの11cmと砕石基礎の11cmで、適正な施工ができていると判断しました。基準どおりにできているということです。こちらを確認した上で、今の段階でこの現場をやり直ささいという指示を市からは出してはおりません。仮にやり直して、元に戻した場合、やり直すのにもう1回工事、それから目的を果たすためにもう1回切り下げられると思います。そうするとあと2回工事することになります。そうしますとやはり道路に面しているところですので、歩行者、自転車への影響、それから車両も左に曲がって通りますので交通の影響、そういったところを考慮しまして、施工がきちんとされていれば、やり直しを命ずるまでは必要ないのではないかとということで、今この形状で現在に至っています。

今後としましては、駐車場の工事に今日から入りたかったということなので、工事に入りたいという事業者の意向は当然あると思います。2、3週間ぐらいでこのくらいの工事はできますので、近いうちにその申請がされるものと思われます。その前段階に森林伐採の工事、あとブロック塀の撤

去工事をしますので、それを壊したブロックを積んだトラックをどこに通すかとなった場合、グリーンヒル側に出てもらうか、あるいはこちら側の通路を使って踏切側に搬出するか、その二つに一つなんですけれども、おそらく自治会の理解をいただくのは難しく、仮に通路を使って搬出したいということであれば、切り下げられたL型ブロック、つまり市の管理物に影響しないように鉄板などで養生して、通過するように指示したいと思っています。また、現地の様子は実際に工事が始まる時に職員も出向き、安全対策の不備はない、交通の流れをうまく流しているか、そういうところをチェックしながら、今回の工事のお知らせについての対応をしていこうと考えております。それから、L型ブロックの切り下げの再申請があれば、先ほども申しあげたとおり、写真の2枚目で一定の基礎の厚み、使用しているL型の寸法等、適正な工事の確認ができることから、再申請があった際には通常の事務手続きの中で承認していく形になるかと考えております。

【質 疑】

島田委員

結局、申請をしないで工事をした。今の話だとL型側溝は適正なので、もう1回やり直しか、そういう手続き、申請をしないで認めるという話があったが、それだったらもともと工事は、県のほうでも道路工事施工承認の基準を設けていて、これにのっとってやらなきゃいけないわけである。はっきり言って今認めちゃうなんてことを言ったら、その意味は全く

ない。つまり工事がきちんとやれているという話だったら届けなんて出す必要はないということになる。認めちゃって、そんなことしていいのか。

埜澤建設部次
長

県の仕様というか基準ということでしたが、所沢市におきましても、道路の施工承認に関する事務処理要領がございまして、こちらで一定の構造的な基準を設けています。それに照らし合わせて今回適正に行われているかどうかというのを確認させていただき、適正な工事の施工が確認できたということです。それから今後につきましても、工事を先にやっても申請が後で認められることが前例になって、それでよしとするような風潮になるのではないかとのご心配ですけれども、市としてもそれは決して望ましい形だとは思っていませんし、今回、無承認で工事をやってしまった後で、まだ申請が出てきていない状況です。それは、地元の方がご心配されていることや、事業者側の地元説明などいろいろある中で、はい申請が出しました、はいいいですよというわけにはいかないの、それはいろいろあなた方で考えてくださいとお願いしているところで今回まだ承認申請が出てきておりません。8月26日に発覚しまして今日9月24日で、1か月弱ですけども、そういったことは実質ストップしていますので、そうしたところも見ていただければと思います。市としても結果的には白黒はつきりできませんが、お願い、要請の中で、ちょっと待ってくださいということで、対応していきたいと思っています。今回これだけ遅れているという、そういう事実をご承知おき願いたいところです。

島田委員

グリーンヒルの自治会の方からお話を聞いたが、もともと自治会からすると、グリーンヒルの道に車が流入してほしくないということをずっと要望されていた。それで今回こうした工事があって、何を心配されているかというと、結局貰った資料の道路状に整備されちゃっている。それで今度次の工事が雑木林の工事で、それに伴ってブロック塀の工事になっている。自治会の方が心配されていたのは、そこが3 mぐらいセットバックするような形で、整地されて、もし仮に今度そこが市に寄贈いうか、市道認定の形でもし上がってくるようなことがあって、認めるようなことになった、そうしたらここの雑木林というのは市街化調整区域ですので、今回駐車場という話になっているが、そういう形で開発されるのかもちょっと心配で、工事の話も聞いていませんと、だからその時に3 m分セットバックして、都合これで6 mになって、それでも市道認定になったときに、こっちの雑木林のところが開発をされてしまう。あとは6 mぐらいの道路になると車の流入が自治会側からすると困ると言っているんですけど、それが結局入ってきちゃうんじゃないかということを心配されているというお話を今日聞いたが、それに当たって、まず一番最初のとっかかりの工事がこの話だと思う。今回申請は後付けでちゃんとやっているからもういいみたいなことをおっしゃっているが、そんなふうにこれを認めました、じゃ次こっちの森林伐採の工事に入ります。結局道幅広がりました。そしたら車が入ってきますみたいな、どんどんそういう形で自治会の方が懸念さ

れているようなことが現実に起こるんじゃないかという懸念がある。それで今話を聞くと後付けでどうも認めるようなお話もされているので非常にびっくりしたが、どのような認識なのか。

埜澤建設部次
長

ブロック塀撤去は、地元の方々から傾斜しているので撤去してほしいということです。撤去後は今まで人が山林に入ったり、ゴミがかなり捨てられたという事実もあったようで、単管パイプで柵的なものは設けるという話は聞いております。拡張の部分は聞き知らなかったところですが、いずれにしてもここに開発をするとなった場合、今現状の中では聞きかじった内容での話しかできませんが、開発に関しては、この道路が行き止まり道路ですので、一定の制限がかかっているはずで、この通路を市で受け取りますと、行き止まり道路が通り抜け道路になってしまう。このような開発を助長する通路の寄付は今まで一貫して受けておりませんので、この通路に関しては市が帰属を受ける予定はございません。それは地主、事業者にもかねてから伝えているところです。

平井委員

経過説明の中で聞きたいが、9月3日に道路維持課と自治会の説明会が開かれて、地主に話を聞いてもらいたいということで9月14日に話をしたという話があったが、その地主はどのように考えているのか。

埜澤建設部次

9月3日に地元の役員に説明して、9月4日に地主に電話させていただ

長

きました。その中での反応ですが、市が申しあげることすべて申しあげさせていたただいた中で、地主の回答は難しいところでした。事業者がそばにいたらしく、電話の終わりに事業者と電話を交代され、事業者も説明は今の段階ではそのつもりはないといったお話はされていました。

平井委員

地主は、道路を拡張して、何か考えているということではないか。何かを考えているので、こうしたいということが地主の答えから伺えるが、埜澤次長の答弁の中で一方通行なので、そんなことはありませんよということと、矛盾すると思うが、その辺がよくわからない。どうして地主が住民から言われても難しいからやるというふうになったのかということと、今の答弁を聞いていると、それはできませんよといっているが、それは結局今の説明の中でいっているだけで、実際にはそういうことが行われるのじゃないかと予測されて、みんなが反対しているというふうに受け取れるが、その辺はどうか。

埜澤建設部次

長

ご心配はおっしゃる通りだと思います。事業者側も工事の全容を住民側にお伝えしていただければ、確かに安心していただけるものだと思いますが、なかなかそれがかなっていないという状況で今まで推移してきているものだと思います。事業者とお話しした中では、今までの過去の経緯もあり、説明会は遠慮したい旨の発言をされております。

平井委員	地主は一人か。たくさんいるのか。
村田道路維持 課長	3人の共有名義と聞いております。
平井委員	3人とも同じ考えか。
埜澤建設部次 長	そのとおりです。
島田委員	建設部としてはこのブロック塀の撤去だけしか聞いていないのか。
埜澤建設部次 長	3mの拡幅については聞いておりません。
島田委員	住民の方からこのブロック塀の撤去及び樹木の伐採3m分だと聞いているが、仮にそうした工事を市は知らないが、勝手にそっちもやっちゃいました、結果として6m幅の道路ができてしまいました。それと入り口をすでにこういう形でやっちゃったわけで、勝手に申請も後付けで認めちゃって、入れるようになって結果的に一般の人はここがどういう素性の道路かなんてことはわからない。こっちから踏切を渡って入ってきたときに

なんか工事やって広げるようだと、それで結果的にここは広がって車がすれ違える道幅になったと思ったらグリーンヒルのほうに入ってくるのではないか。それはどう考えているか。

埜澤建設部次
長

安全対策の部分に入りますが、すでに地元の説明会のときにとりうる安全対策として、どんなことができるのか説明しました。それについてお話しさせていただきます。今こちらから踏切を渡って左にしか曲がれないのが公道です。今度は見た目上右に行けてしまうので、道路の端にある白線、いわゆる外側線を公道上に、公道なりに引き、こちらが本線であることがわかるように考えております。それから、約1 m、2 mの自転車と歩行者が歩けるような場所があるのは、この部分とこの通路の部分を隔てるものがないので、そこを隔てる意味でポストコーンを何本か立てるという考えです。それから、グリーンヒル側から入ってきて、ここに通路ができたとしても、公道上は行き止まりですので、現在、この先行き止まりという小さな看板が建っているのですが、そのことが明確となるように、1か所か2か所わかりやすい看板を付けようと思っています。踏切を渡る方から来た車に対しては、この先行き止まりと表示をすることは難しいと考えております。

島田委員

白線を引いて、それだけでは、結局1台ズルというか違反をして、入っていく車が何台かあれば、行っていいんだと思って通ってしまうのではな

いか。それだけで十分な対策がとれるのか。

埜澤建設部次
長

現実的に考えると通行は出てくると思われま。ただそれを民地の所有者が入るなと柵で閉めたり、あるいは現地で入るなと言えますが、行政は道に入るなというところまでは難しいと考えております。

松本委員

言っている意味は分かるが、今言うとおり1台が入ってきて通れるんだな、1回、2回、3回やってきたうちにこの間通れたから、また通れるかなって、全く形態が公道と同じように見えた場合、ここで事故を起こしたら公道だと錯覚した人にとってどう説明を行政はできるのか。まったくの私道だろう。地主がどうぞうち通って行けよっていう道はいっぱいある。うちの道を通って行っていいからっていうのはあるけれども、これは完全にこれだけ養生して誰が見ても公道だと思っちゃう。これはそんなことできるのか。山林に駐車場をつくる、これは合法なのか。

埜澤建設部次
長

今のところ地主に働きかけ、ここは民地ですという看板を敷地内に立てていただけるような話になっていますので、それを見ていただいて、ここは民地だとドライバーの方に認識していただくことが1番よいと思っています。仮にそれが今市からの働きかけの中でそのようになっているんですけども、それがかなわなかった場合、今まで前例はないのですが、たとえば踏切を渡った人に対して、「この先直進は民地」というような表示

ができるかどうか、検討していきたい。公道ではない旨の表示をどのような表現できるか、注意喚起できるか、考えていきたいと思います。

松本委員

それはできるのではないか。市が管理できないところを市民が通って何かあったときに市が責任をとれるかと言われてしまう。外観上、公道に見えて、そう錯覚して市民が入ったら市の責務という点では、これは民地ですとはっきり出すことに対して何の躊躇もいらないと思う。事実なのだから、民地なのだから。この先民地ですと書くことに対して何の躊躇もいらないのではないか。事実をはっきり市民に知らしめることなのだから。市民がそれを知らないで入って、向こうから来た車と事故でもしちゃって、民地で事故をした場合には警察も関与しないとなったら市民は大変だと思う。はっきりこの先は民地ですと、向こう側、山林側もこの先は民地ですと公道に立てればいい。公道に立てる分には構わないだろう。ただ、この人たちが私の車の出入りに広げたんだとか、ちゃんと整備したんだよと言ったら、この敷地の人の出入りができないように看板を立てたらまずいけど、その辺は工夫だと思うけれども、はっきりできると思う。

相沢道路維持
課主幹

道路維持課としても踏切の手前、もしくはグリーンヒル内に適切な場所があるかを今後調査させていただきまして、たとえば「この先、民地につき車両の通行をご遠慮ください」とか、どういった文言になるかは別となりますが、何らかの形でこの先は民地である、所沢市の公道ではない旨の

うまい文言を考えさせていただいて、大きさははっきり言えませんが、巻看板になってしまうのか、専用看板をつくるかはわかりませんが、数箇所設置するよう検討いたします。

島田委員

申請していないものに対して、結果としてやったものが適正だったから認めちゃうって、それってそんなやり方でいいのか。それは行政のやり方ではない。原状復帰をやると2回ぐらい手間を踏むという話をしていたが、そうではなくて、行政としては安全対策とかそのようなことに対して責任がある。車が入っていく可能性が現状あって、後付けで看板を立てるとか線を引くとか言っているが、たぶんそうは言っても入って通ってしまう。そのとき事故でも起こったらどうなるのか。民有地のあれなので、そこはあれだとか。こっち側はまだ市の道路なのでそっち側は市で見るとかすごく難しくなる。申請をまず受けていない、後付けする、しかもその先に予測される事故とか問題点がいろいろとあると思うが、それをわかっているのに認めていいのか。そこがすごく疑問だが、いかがか。

埜澤建設部次
長

本来承認をもらうべきものを無承認で工事をやってしまった、これは本当に重大な問題だと思います。その中で部内でも話し合いをしました。やり直しをさせるべきか。地元の方々はそういった意見が強かったのですが、結果的にやり直しを指示したとしても、結果的にそれをやり直しして、元に戻してももう1回申請が出てきた場合、それを受けざるを得ない形に

なりますので、そこでまた承認を出すことになります。そうするとまた工事をやって、業者は切り下げのブロック工事をもう1回します。手続きを踏まなかったということは重大ですけれども、結果として今の形になるといったところを踏まえ、周囲の道路の影響や、歩行者、自転車への影響を考え、決して業者を優遇するわけではなく、結果的に、元に戻しても最終的に申請は出てくるだろうという考えのもと同じ形のものがまた出来上がってしまうのであれば、これは業者に強く注意をして、その中で処理していくという結論になりましたので、この形を取らせていただいたものです。

島田委員

この業者は日栄建設で市のいろいろな発注を受けている業者である。このような手続きのことは慣れている業者である。それで今回このようなことをやっちゃって、二度手間になる、ここで使っている通路の人に迷惑になるからとかって、それだけの問題なのか。それだけの問題でやったらたぶん人によったら、日栄建設は市でも請け負っている、政党の役員もやられているから、便宜を図られていると思われちゃう心配はないのか。そう思われたら、それだけでも市の中立性ということが問題にならないのか。二度手間だからやらなくてよい、承認を出していないのに後で認めちゃうなんて許されるのか。

埜澤建設部次

公共工事を多く行っている日栄建設がどうしてこのような事態を発生

長

させたのかということには不思議に思ったので、日栄建設に聞きました。現場監督については民間工事を多くやっている人と公共事業を多くやっている人、そういう分けがあるとのことでした。今回民間事業だったので民間工事を多くやっている人が現場監督になったと、その中で行政とのやり取りがあまり経験がなかったようなところがあって失念してしまったという状況であると、話を聞くことができました。それは、理由として聞きましたけれども、それで決していいというわけではないので嚴重注意したものです。日栄建設が多くの公共工事をとっている中でこれを認めてしまったら、便宜を図ってしまうのではないかと懸念する声があるということ、確かにごもつともだとは思いますが、日栄建設だから便宜を図るということではなく、今回当然写真を見て、これがきちんとできていなかったら、やり直しを命ずるつもりでありました。また、施工状況が確認できない場合も、やり直しをしてもらうつもりでした。それは日栄建設にもお話していましたが、日栄建設もそれは納得してもらえましたが、そういった中で今回の写真が出てきたので、市としては再申請があればそのまま認めていく、今回承認がありませんでしたが、2度目の承認の中で工事されたものとみなして扱っていくという考え方で対応させていただいております。

島田委員

今後、市としては申請を出しても出さなくても、ちゃんと工事が基準などを満たしていれば別にもうそれは申請なしでも認めるという、そういう

ふうに理解してよいか。私も市政レポートに書いて知らせてもかまわない
ということか。

埜澤建設部次
長

今回業者としてのやり取りをしまして、本当に失念で今回の事態が
生まれてしまったというのは聞き取りの中の態度ですとか言葉の端々か
らわかりましたので、故意にやったものではないというのが、まず一つ大
きいと思います。もしもこのような事態が今後も何件か出てくるよう
でしたら、市としてはそうならないようにカウンターに張り紙をすとか、ホ
ームページなどで事前に周知徹底させるよう、承認を受けないのでやっ
てしまうのをただ見ているのではなく、そういう事態に対応していくよう
な、いろんな対策を講じていきたいと思っています。

平井委員

現地を見て、もう1回、目で確認する、そういうことをしてからやっ
てもいいのではないか。視察の日程を決め、もう少し頭を冷やした中で具
体的な審議ができると思う。この自治会の方は安全対策を求めていること
と、何でやるのかわからないということを今までも疑問に思っている。そ
の辺がはっきりしないうちは、やっぱり市としてもそうはおっしゃって
もなかなかそうだなと思うところがあると思うので、今日はこれ以上審査を
やらないで、1回視察をして、今後どうするかについて考えてもいいので
はないかと思うが、いかがか。

松本委員 市が地主に接触している限りでは、この山林の駐車場を利用するための道路として利用するということは明白である。

平井委員 山林の駐車場というのは自己利用だけじゃないのか。

松本委員 いずれにしても複数の車が入り出すために既存のグリーンヒルのほうに行かなくて、こっちの線路伝いに抜けられるためにすみ切りしているのだろう。推測だが地主と接触している間で、地主の考え方は明白であることを感じているか。

埜澤建設部次長 断言はできませんけれども、状況からして、こちらを通過して駐車場に、通路、人が通って、車がまたそこを通ると、そんなような流れが想像はできます。

松本委員 それならば申請をしっかりとってもらって、原状復帰してもらって、元の状態に戻して改めて申請を出してもらって、それで慎重審査をしていただいて許可されたらいいか。

村上委員 手続き上の話では市の対応というのは、それ以上を防ぐことができないと思う。委員会として何を再審査して、何をしたいこうと思っていられるのか。推測のこの先に何が行われるかわからないというのは別のテー

ブルではないか。私有の土地に対して、議会とか行政とか、あれしろ、これしろとは言えないのではないか。

島田委員

実際にここが3mセットバックされて、確かに民有地なのかもしれないけれども、安全対策とかそういうのはどういうふうに求めるかどうか。

村上委員

自由討議をしたい。

谷口委員長

自由討議としてよろしいか。

(委員了承)

【自由討議】

村上委員

確かに将来何があるかというのは、我々はわからないけども、その入り口として今回の切り下げのことだけをもって委員会として何かしようと思っても難しいのではないか。

島田委員

そうは言っても地元の方からも要請が来ている。

村上委員

私も聞いたけども何が起きるかかわからないというのが、まず不安が一つ大きくある。だから地主からどういったことを計画しているのか説明を求めたいんだと、その一つのきっかけとなってほしいと思っている。それから交通安全対策はどうなっているんだ。これはこの委員会の所管ではなく

て市民文教の所管になる。だから今後開発が起きるかもしれないという推測だけの中で、この議論をずっと切り下げの問題だけでこの委員会で進めていくということか。

島田委員

委員長から提案はあるか。

谷口委員長

皆さんはどうか、逆に。今の中では私もはっきり方向を示せない。

松本委員

この委員会で受けているのは正式に許可を受けた工事なのかどうかを確認したいということだろう。

村上委員

なんで切り下げを勝手にやって、それをどのように指導したのか、最終的にそれがどのような結論になったのかという説明を受けて、これ以上のことをこの委員会の次の委員会でどこまでやるのか。確かに私有地だから、そこを車が通れるようにしたとして、そこを通るなということを市が言えるかどうかはできない。公道じゃありませんよという注意喚起はできるかもしれないけども、そこを勝手に車が通ったからといって市が何かできるということだったら、それはこの委員会で何か方法はないかということとはできるかもしれないけれども、こういった懸念があるから公道じゃないということを知らしめてくださいということを我々は要望できるかもしれない。

島田委員 　　とりあえずの段階ではそういう形でもよろしいのではないか。

村上委員 　　その後何を審査するのか。

島田委員 　　まずはやるとしたら、その段階をまずやってもらうということを委員会として、今はやるという話になったが、例えば要望という形になるがわからないがやってもらうという形で投げってもらう。

村上委員 　　やってもらうというのは、もう一回切り下げをしたものをもとに戻せつていうことか。

島田委員 　　私の個人的な意見から言わせてもらうと、もう1回戻してもらってちゃんと手続きを踏んで結果同じ形になるかもしれないが、もう1回申請をしたうえでちゃんとやったほうがいいと思う。それと市でできる範囲での対策をやってもらいたい。もう1回やるかやらないかというのは確かに今お話を聞けば民有地の部分もあるから、どこまでできるかわからないが、少なくともそこところは委員会として求めた方がよいのではないか。

村上委員 　　求めるのか。いかななものかというのは我々言えるかもしれないが、それを議会の委員会としてやれと言うことなのか。

平井委員

これは私有地だけど、要望書を見ると隣接する公道を利用する市民への影響ということで安全対策を求めている。そのことをきちんとされているかどうかは議題になると思う。私有地なので幾らいろんなことを言っても看板を地主が外してしまうかもしれないし、そういった意味ではあくまでも私たちは隣接する公道に利用する市民の安全対策も含めてやっていくという形であれば、公道に係るとしてしまえば個人で対応することになっちゃうから、そこを市がきちっとやってくれるかどうかも含めて、やっていくという方向がいいのではないかな。まず見てみたい。わからないのだから、ここで見ただけでは。

谷口委員長

オーナーの方に委員会でも、この状況が議論されていたと、それを踏まえてオーナーに改めて住民の方へ説明してもらえないかというような打診を市の方からしていただくことは可能か。

新井建設部長

明日、地主及び事業者が伴って来庁される予定と聞いております。今日の委員会でのいろんなご意見は伝えてまいる所存でございます。まずもって求めたいのは近隣、特にグリーンヒルの自治会の皆さんへの説明ということで前々から要望はしておりますけれども、それを改めて求める所存でございます。

平井委員	明日求めるのか。
新井建設部長	明日来庁されるとのことですので、そのような機会がありますので。
佐野委員	昭和52年に市と自治会の間で交わされた確約書の有効性について新井建設部長より認めていただいたと書いてあるが、実際に認めたのか。
新井建設部長	グリーンヒル自治会で、その確約書というものを持っていて、この所管は道路維持課になりますが、同じものは持ち合わせていなかったというのが事実でございます、ただ自治会報等で回覧されている、そういう事実というか、証拠書類が残っている中で、そういうような確約がされているということは私としても認めたところでございます。
佐野委員	②に踏切廃止に伴う鉄道側道1.5m中央に杭を打つと書いてあるが、この目的というのは当然ながら安全対策、車両を通せないようにすることだと思うが、これがざらとなってしまう可能性があるというところで、何とかしてこれを担保するという方法をぜひお考えいただきたいと思うが、これは今後の話になるとは思いますが、確約書を達成するための目的として議論ということでよいか。道の真ん中に杭は打てないのか。
埜澤建設部次	新規ではなくて何年前前から杭は打ってあります。それは幅が2mある

長 かないかぐらいで、場合によっては、軽自動車がぎりぎり通れるような幅ですが、それでも車が通れないようにということです。

佐野委員 新しいところには同じような対策はとれないか。とることは不可能か。

埜澤建設部次長 民地内の通路になりますので、こちらで立てるとするのは難しいと考えております。

佐野委員 すぐ外側というのも無理か。

埜澤建設部次長 敷地の出入り口ですので、ちょっと難しいと思っております。

長

平井委員 説明を受けた後、委員長が言ったような大まかな話を聞くというのはできるのか。

新井建設部長 基本的には地主と事業者と市との相対での打ち合わせになるかと思っています。

平井委員 私たちが事業者に話を聞くというのはできるのか。

新井建設部長

それは考えておりません。

平井委員

では、委員長が言ったことはだめだということか。

谷口委員長

私がさきほど言ったのは市のほうから改めてオーナーに自治会の方にこの事業の目的とかを説明してもらえませんかというのを依頼してください、依頼できませんかということです。

新井建設部長

それは依頼します。

平井委員

それを聞くことと視察など、日程調整をやったらどうか。このまま今日で終わりとはならないだろう。

村上委員

報告を受けて、どうするのか。そこがわからない。

平井委員

いったん知りたいじゃないか。どうだったのと聞いて、見に行つて、我々もすつきりして、その上でまたやり直して認めたらしょうがないけど、私たちはこのままいくのはおかしいと言っている。無許可のままやってしまうことを認めてよいのかということを委員皆が言っている。私たちも視察をして、その話を聞いて十分納得した上で、もう1回やり直ししてもらっ

て、またやると言ったらこれは仕方がないのではないか。順番を踏めばし
ようがない。順番を踏まえないでやっちゃうことに対して私たちはおかし
いと言っている。順番を踏まないで、このままわかりましたとして終わっ
てよいのか。

村上委員

今回の切り下げをしちゃったものを原状復帰をするのを止めるために
委員会を開いてやってもらいたいみたいな話があったが、その話ともう1
回やり直してもらいたいという話と手続き上のなんでこういう手続きに
なったのかという委員会として今説明を受けたけど、これは委員会として
認めないと言うということか。

島田委員

お話しを聞いていく中で、切り下げを勝手に最初にやった。切り下げを
勝手にやって、その後私は最初、お話を聞いていたのは復旧をして、元に
戻して、再申請をして、そうすると結局同じ形になるが、もう1度工事が
スタートする。それから雑木林のほうの工事に移ると聞いていた。だから
まずはそういうふうやっていっちゃうと地元の方なんかの懸念なんか
がまだ解消されていないので、だからまずは現状のまま、ちょっとお話を
聞いて、そうしないとどんどん工事が進んでいっちゃうという話があった
ので、そのような話で最初は今日やったほうがいいんじゃないかと思っ
ていた。だけど今日の話を知ると、もうそれも受けないで、これは完了した
ものとみなして次の工事にいってしまう、次の工事というか森林伐採の話

に。だからそういうふうになってきちゃっているから、今後どういう話を
していくかというのは平井委員が言ったように、まず現状というのがはっ
きりとまだわかっていない部分もあるので、たとえば現地を見る。少し説
明を聞いて、もちろん民有地に係る部分があるのでできるところとできな
い部分があるが、白線を引くとか看板の話もあったが、もう少し具体的な
話を聞いたら、そこでもう委員会としてやれることはそれぐらいしかない
と思うが、もう少し現場を見るとか情報収集したほうがいいのではないか
というのは私の個人的な意見だ。

村上委員

切り下げた部分を見るのか。

島田委員

そうだ。現状をまず見るというのと、現状のこの道路のところとか。そ
の辺の現状がどうなっているのかというのを見ても悪くはないのではな
いのか。車はどういうふうに入ってくるのかもわかる。現状を見ても損
はないと思う。

村上委員

委員会の結論として、民地に対して我々は言えない。計画もどうなっ
ているかわからないものについても何も言えない。これをまだ引き続きやる
のか。

島田委員

そこは皆さんの話で決めてもらうしかない。村上委員がこれでいいだろ

うということで、皆さんが確かに今回これで別に現地も見なくてもいいのではないかと言ったら、それで別にしょうがない。

村上委員

今回手続き上の問題のいきさつについて、行政の手続きについて我々は委員会を開いて、どうなっているのかということ、それを求めるために委員会を開いた。今、説明があった。それはやり直しをさせるべきじゃないかという意見があるが、やり直しをさせるという委員会としての意見を言うのか。行政側はそれを受けて、行政の仕事として議会から言われたからって、やり直ししろと言えるのか。

島田委員

今やり直しをしなくてもいいという意見も出てきているので、今回そういう話もあったから、一応聞いてみて、私は現地を見た上で、もう少し推移とかも見守ったほうがよいのではないかと思っていたが、それもいらないというのであればしょうがない。

平井委員

委員会として審議することによって日栄建設も気を付けようと教訓になる。こちらが黙って認めてしまうと、認められると思ってしまうということが私たちからすると行政も嫌だと思うので、きちんと手続きを踏んだ上で向こうがやろうとするかどうかを、向こうのことなので、放っておくけど私としては現地も見て自分たちもこれはちょっとあれだなというのをきちっとわかった上で日栄建設にどうするか任せるとなると思う。もち

ろんやり直してもらふことはベターだけれども、それは向こうに任せる。
しょうがない。だからそこまではやる必要があるかなと思ったので、一応
現地を見たほうがいいと私は思うが。写真だけではなくて、これは一発で
わかることがあるから、現地に行くと。

【自由討議終結】

休 憩 (午後4時15分)

(※意見集約のため、協議会を開催する。)

再 開 (午後4時30分)

谷口委員長

特定事件 道路についてのうち若狭二丁目の市道に隣接する土地工事
については、引き続き審査することよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後4時31分)